

判決年月日	平成 27 年 10 月 22 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事件番号	平成27年(行ケ)10024号		

○ 名称を「電子式低温加水分解装置」とする考案について、引用考案を組み合わせる動機付けはないとして、無効審判請求を不成立とした審決を、引用考案を組み合わせる本件考案との相違点の構成とすることはきわめて容易であるとして、取り消した事例

(関連条文) 実用新案法 3 条 2 項

(関連する権利番号等) 無効 2014-400005 号, 実用新案登録第 3150628 号, 特開 2004-359530 号, 特開 2002-356391 号

判 決 要 旨

被告は、名称を「電子式低温加水分解装置」とする考案（本件考案）の実用新案権者である。原告が、本件登録実用新案（第 3150628 号）について無効審判請求をしたところ（無効 2014-400005 号），特許庁が不成立審決をしたので，原告は，その取消しを求めた。

本件考案は，次のような考案である。すなわち，空気の電子化装置（実用新案登録第 3133388 号）を用いて生成した電子化空気を，多孔管から有機化合物等の処理物内に送り込むなどして同空気を容器内を循環させ，ヒドロキシルラジカルの分解作用により有機化合物等を分解するというものである。

引用考案である甲 1 考案は，特開 2004-359530 号公報に記載された考案であり，有機性廃棄物等とオゾンから生成される活性酸素とを反応させて，有機性廃棄物をラジカル分解する装置である。同甲 2 考案は，好気性微生物の分解作用を利用した有機廃棄物発酵処理装置であるが，多孔管を用いた空気循環機構を備えるとともに，保湿分布を均一化するために，容器を上下反転させる機構を有するという特徴がある。

審決は，①甲 1 考案では十分な量の酸素を供給できるようになっているから，甲 2 考案の空気循環機構を採用する必要はない，②甲 1 考案は微生物を用いるものではないから，甲 2 考案のように容器内を好気雰囲気保持するという課題はない，③甲 1 考案では水分分布が不均一になることはないから，甲 2 考案のように保湿成分を均一にする課題はないとして，本件考案と甲 1 考案との相違点に係る構成（多孔管を用いた空気の循環機構）は，きわめて容易に考案し得たものではないとした。

本判決は，①甲 1 の考案の構成で，当業者が，これ以上酸素の供給量の改善を図る余地がないとは理解しない，②甲 1 考案では，より酸素の供給量が多い方が望ましいことは当業者に明らかであり，当業者は，甲 2 考案の空気循環機構を採用すれば好都合であることを容易に理解できる，③甲 2 考案の空気循環機構を採用するに当たり，甲 2 考案の保湿分布の均一化のための機構まで採用する必要はないから，甲 1 考案に水分の均一化という課題がないことは，甲 2 考案の空気循環機構を採用する妨げとはならないとした。

その結果，本判決は，審決の容易想到性判断には誤りがあるとして，審決を取り消した。